

令和7年第6回白鷹町議会定例会 第8日

追加変更議事日程

令和7年12月11日（木）午後3時00分開議

日程第 1 議第73号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 2 議第74号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 3 議第75号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 5 議第77号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議第78号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 7 議第79号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第 8 議第80号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第10 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について

（議会運営委員長報告）

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1番	菅原 隆男	議員	2番	衣袋 正人	議員
3番	横山 和浩	議員	4番	竹田 雅彦	議員
5番	佐々木 誠司	議員	6番	丸川 雅春	議員
7番	金田 悟	議員	8番	笹原 俊一	議員
9番	山田 仁	議員	10番	関 千鶴子	議員
11番	今野 正明	議員	12番	遠藤 幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	田	宮	修
副 町 長	迎	田	浩 昭
教 育 長	長	岡	聰
総 務 課 長	吉	村	秀 昭
税務出納課長	加	藤	和 芳
企画政策課長	橋	本	達 也
町 民 課 長	永	沢	照 美
健康福祉課長	黒	澤	和 幸
商工観光課長	橋	本	秀 和
農 政 課 長 併 農業委員会事務局長	永	野	徹
林 政 課 参 与 (兼) 課 長	建	設	菊 地 智
上下水道課長	高	橋	浩 之
病院事務局長	片	山	正 弘
教 育 次 長	川	部	茂 樹

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小	林	裕
補 佐	大	瀧	勇 祐
書 記	竹	田	雅 紀 子

○開議の宣告

○議長（菅原隆男） ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和7年第6回白鷹町議会定例会8日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第1、議第73号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第73号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定等を行うため提案するものであります。内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

議第73号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては、記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第24条第1項及び第2項につきましては、宿日直手当の額を改正するものであります。

第25条第2項及び第3項につきましては、一般職の職員の令和7年度における期末手当の支給割合を、12月期において、一般職員並びに定年前再任用短時間勤務職員それぞれ100分の2.5月引き上げるものでございます。

2ページになります。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和7年度における勤勉手当の支給割合を、12月期において、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員それぞれ100分の2.5月引き上げるものでございます。

別表第1では、給料表の増改定を行うものでございます。これによりまして、平均引上率は3.3%となるものでございます。

3ページをご覧ください。

条例第2条のうち、第25条第2項及び第3項につきましては、一般職の職員の令和8年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第26条第2項につきましては、一般職の職員の令和8年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

4ページをご覧ください。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は令和7年4月1日から適用するもの。

附則第3項、改正前の給与条例により、既に支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第73号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第2、議第74号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第74号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与を改定するため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

議第74号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和7年度における期末手当の支給割合を、12月期において、100分の5月引き上げるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和7年度における期末手当の支給割合を常勤の特別職と同様に引き上げるものでございます。

2ページをご覧ください。

条例第2条のうち、第4条につきましては、常勤の特別職の職員の令和8年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

第7条第3項につきましては、議会の議員の令和8年度以降の期末手当の支給割合を常勤の特別職の職員と同様に改めるものでございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は令和7年4月1日から適用するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第74号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第3、議第75号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第75号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。
一般職の職員の給与改定に伴い、特定任期付職員の給与を改定するため提案するものであります。

内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

議第75号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨の1ページをご覧ください。

各条項の改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

改正点を申し上げます。

条例第1条のうち、第7条第2項につきましては、特定任期付職員の令和7年度における期末手当及び勤勉手当の支給割合を、12月期において、100分の2.5月引き上げるものでございます。

別表では、給料表の増改定を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

条例第2条による第7条第2項の改正につきましては、特定任期付職員の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は令和8

年4月1日から施行するもの。

附則第2項、第1条による改正後の規定は令和7年4月1日から適用するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第75号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第76号～議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第9、議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上、各会計補正予算6件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第76号から議第81号までの6件につきましては、一括提案とさせていただきます。

議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について、議第77号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議第78号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議第79号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について、議第80号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、以上6議案について提案理由を申し上げます。

このたびの6会計の補正予算につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応したものです。

このほか、議第76号につきましては、今般の国補正に対応し、生活者支援として先行的、かつ緊急的に物価高騰対策を実施するため、所要の措置を講じるものであります。なお、詳細につきましてはそれぞれ各担当課長より説明いたしますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 初めに、議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について説明を求めます。総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第4号）の1ページをご覧ください。

議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8,798万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

10款地方交付税、4,272万4,000円、40億5,472万4,000円。

14款国庫支出金、1億2,946万円、11億8,374万1,000円。

歳入合計、1億7,218万4,000円、111億8,798万4,000円。

3ページをご覧ください。

歳出。

1款議会費、69万7,000円、9,482万7,000円。

2款総務費、1,633万2,000円、14億9,521万7,000円。

3款民生費、567万9,000円、24億1,657万1,000円。

4款衛生費、199万5,000円、9億103万5,000円。

6款農林水産業費、526万9,000円、7億1,658万8,000円。

7款商工費、1億3,159万9,000円、8億49万円。

8款土木費、222万円、16億3,062万2,000円。

9款消防費、20万8,000円、5億7,032万8,000円。

4ページをご覧ください。

10款教育費、796万8,000円、12億2,086万8,000円。

11款災害復旧費、21万7,000円、2,616万2,000円。

歳出合計、1億7,218万4,000円、111億8,798万4,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第77号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、1ページをご覧ください。

議第77号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,306万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計の順に申し上げます。

歳入。

6款繰入金、18万円、1億2,498万2,000円。

歳入合計、18万円、13億8,306万9,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、18万円、2,003万2,000円。

歳出合計、18万円、13億8,306万9,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第78号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書（第3号）、1ページをお開き願います。

議第78号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,631万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

款、補正額、計を申し上げます。

第1表 嶸入歳出予算補正。

歳入。

7款繰入金、98万4,000円、2億8,336万円。

歳入合計、98万4,000円、17億7,631万7,000円。

3ページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、98万4,000円、5,290万3,000円。

歳出合計、98万4,000円、17億7,631万7,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第79号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を求めます。上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

白鷹町水道事業会計補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。

議第79号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、69万7,000円、3億1,957万1,000円。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,525万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,981万円、減債積立金500万円、建設改良積立金1,500万円及び過年度分損益勘定留保資金5,544万3,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款資本的支出、75万2,000円、3億4,130万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、144万9,000円、3,953万1,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第80号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

白鷹町下水道事業会計補正予算書（第2号）、1ページをお開きください。

議第80号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款下水道事業費用、77万7,000円、6億1,484万円。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,600万8,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,091万8,000円、過年度分損益勘定留保資金6,411万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,097万4,000円より補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款資本的支出、52万5,000円、3億7,444万1,000円。

2ページをご覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号職員給与費、130万2,000円、4,251万8,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

白鷹町立病院事業会計補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、1,462万万9,000円、12億9,129万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた職員給与費の額の予定額を、次のとおり補正する。

以下、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1号職員給与費、1,462万9,000円、7億2,149万1,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第76号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第76号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第77号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第78号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第79号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第79号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第80号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第80号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第81号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第81号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 （午後3時33分）

再開 （午後3時33分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）

○議長（菅原隆男）　日程第10、議会運営委員会管外視察研修の結果報告について（議会運営委員長報告）を議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員長、金田　悟君。

〔議会運営委員長　金田　悟　登壇〕

○議会運営委員長（金田　悟）　それでは、議会運営委員会管外研修の結果報告についてご説明申し上げます。

令和7年第5回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外研修を実施したので、その結果について報告します。

1. 研修期日及び場所　令和7年10月29日から30日まで。茨城県大子町。
2. 参加者　議会運営委員会委員6名、議長。
3. 研修目的
 - ・議会活性化について。

内容につきましては、最後の研修のまとめを報告させていただきます。

研修のまとめ

大子町は、福島県、栃木県との県境に接しており、町の面積の8割が山岳地であり、日本三名瀑の一つである「袋田の滝」を有する自然豊かな町である。人口は、当町に比べ2,000人ほど多い約1万4,000人であり、議員定数は1名少ない11名である。議員報酬については、当町より多い31万円であり、茨城県内の町村議会のほぼ平均額となっている。

「子ども議会」の取組については、平成27年度から続いているが、議会も主催として名を連ねているが、実施主体は教育委員会であり、そのことが長く続けられている要因であるとの共通認識がある。議会との関わりは、傍聴的な部分が多いが、今年度実施した議場見学会につながったほか、子ども議員からの質問に刺激を受けている議員も多数おり、子どもの社会教育的側面からも、非常に重要な取組となっていることを認識する機会となった。

「議員と話そう会」については、当議会でも検討を進めているが、まだ実績が少ない取組である。当議会では、こちらから団体に対して、話合いをしたいと申し入れる形で進めているが、大子町議会では、当初は各団体にオファーを出していたが、繰り返していくと団体が固定化されてしまうことから、昨年から、逆に「話そう会」を実施したい団体からリクエストをもらって実施した。当議会でも、町民との意見交換会を検討する際に、大いに参考になる取り組み方であり、我々も知恵を出し合い実施していく必要性を実感した。

「議員のなり手不足対策（議員報酬改定等）」については、全国的な課題であり、今後、当町でも課題となり得る事項である。当議会でも議会活性化の遡上にのせている検

討事項の一つである報酬に関しても、今後、再び検討すべき課題であると考える。議員のなり手が不足することにより、民主主義的なプロセスが弱まるほか、多様な声が届きにくくなり、議会が硬直化する懸念もある。報酬の引上げは、なり手不足対策の一つの方策であるが、議会活動そのものの魅力や意味を高める議論と併せて、今後、検討していくべき事項であることを、改めて確認する機会となった。

このたびの研修は、全体を通して、今後の当議会の活性化や当町のまちづくりに取り組む上で大いに資するものであり、当議会としても、研修で学んだ知識や経験を生かすよう取り組みたい。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（菅原隆男） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（菅原隆男） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第6回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会

（午後3時39分）